平成２２年（フ）第６９４号
高知市井口町64番地６
債務者　坂本奈津恵
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７０８号
高知市上町５丁目５番35号
債務者　山﨑　孝啓
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７０９号
高知市上町５丁目５番35号
債務者　山﨑美登里
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１０号
高知市大津甲1224番地４　エルディム西原101号
債務者　津野めぐみ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７２２号
高知市横浜新町１丁目302番地　市住３棟64号
債務者　門田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７２３号
高知市上町４丁目６番13号　シャーマー上町203号
債務者　坂本洋二郎
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７２４号
高知市万々483番地
債務者　黒岩　章憲
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７３４号
高知市薊野西町１丁目23番５号　西側、住民票上の住所高知市比島町２丁目14番７号
債務者　竹葉　寛志
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７３５号
高知市薊野西町１丁目23番５号　西側、住民票上の住所高知市塩屋崎町１丁目８番17号
債務者　森下　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７３９号
高知市堺町９番18号　アドンビル２Ｆ22号
債務者　島村　俊雄
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７５４号
高知市一宮しなね１丁目４番22号　パレスハイツ萩野306号
債務者　西山　広己
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０３０号
北九州市小倉北区江南町６―20―1001号室
債務者　小田　大助
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０３２号
北九州市八幡西区本城東６丁目９番23号203
債務者　塩塚　健治
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０３３号
北九州市八幡西区本城東６丁目９番23号203
債務者　塩塚ゆかり
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０４５号
福岡県中間市大字上底井野1640番地１
債務者　エステｉｎＢｅｅこと　竜口　千鶴
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０４７号
北九州市八幡西区日吉台３丁目24番20号
債務者　岩野いづみ（旧姓粟・下川）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０６４号
北九州市八幡西区本城学研台２丁目20番２―302号
債務者　種子　初美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部